

令和５年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（新設）

要望元：林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		セルラーバンブーパネル								
改正要望の内容		セルラーバンブーパネルについてのWCOによる分類決定（第4418.91号）を遵守するための適用税率を移行するほか、所要の調整を行う。								
税番	統計細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 議定税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
44.18		木製建具及び建築用木工品 （セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）								
4418.91	XXX	その他のもの 竹製のもの 1 セルラーバンブー パネル				10%		3% ×無税	5%	細分新設
	210	2 その他のもの (1) 建具及び床柱	無税			無税			(無税)	
	221	(2) その他のもの －欄間	3.9%		無税	3.9%		無税	2%	
	222	－その他の床用 パネル及び組 み合わせた床 用以外のパネ ル	3.9%		1.2% ×無税	3.9%		1.2% ×無税	2%	
	229	－その他のもの	3.9%		2.34% ×無税	3.9%		2.34% ×無税	(3.9%)	
4418.92	000	セルラーウッドパネル				10%		3% ×無税	5%	細分新設
	100	セルラーウッドパネル －竹製のもの	10%		3% ×無税				5%	細分削除
	900	－その他のもの	10%		3% ×無税				5%	細分削除

改正要望内容の 施行期日及び適用期 間	2023年4月1日以降										
改正を要望する品目 又は制度をめぐる状 況	<p>① 現状</p> <p>国際的な品目分類の統一を目的とするHS委員会（注）において、セルラーウッドパネルー竹製のもの（通称：セルラーバンブーパネル）を第4418.91号に分類することが決定され、WCOにより承認された。</p> <p>（注）HS委員会は、品目表を定める国際条約である「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づきWCO（世界税関機構）に設置されている委員会であり、品目表の解釈及び適用の統一を図る観点から、HS条約加盟国からの提案に基づき、個別物品の分類についての検討等を行っている。</p> <p>② 問題点</p> <p>我が国はHS条約加盟国であり、HS委員会の決定を遵守し、国際的に品目分類を統一させることに貢献していることから、WCOにおいて承認された品目分類を我が国において執行するため、関税改正を行うことが必要不可欠である。</p> <p>関税改正を行わない場合、セルラーバンブーパネルの関税率表上の所属が、第4418.92号から第4418.91号に移行することに伴い、実行税率が引き下げられることとなり、国内への影響が生じる。</p>										
改正の必要性と目的 達成の見通し	<p>① 改正の方向性</p> <p>HS委員会によるセルラーバンブーパネルの分類決定に従って我が国の品目分類の国際的な調和を確保する一方で、国内への影響回避の観点から、移行先の第4418.91号にセルラーバンブーパネルの新たな細分を設けるとともに、4418.92-100号と同じ税率を適用することで、本品目に係る実効税率を維持する。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>2023年4月</p>										
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>本改正によって、HS委員会の決定を遵守しつつ、セルラーバンブーパネルについて適用される関税率を維持することで、現行の取り扱いとの連続性を確保できる。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>該当なし</p> <p>③ 改正の妥当性</p>										

	<p>本改正によって、HS委員会の決定を遵守しつつ、セルラーバンブーパネルについて適用される関税率を維持することができ、改正を行うことによる悪影響は想定されず、適用税率の混乱等の悪影響が回避できることから、本改正は妥当である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>財務省の令和4年度政策評価実施計画における政策目標において、「内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等」(5-1)、「多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進」(5-2)を掲げており、本要望はこれらの趣旨に沿うものである。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>本改正によって、セルラーバンブーパネルに対し、適切な関税率を引き続き設定することができるとともに、適用税率の混乱等の悪影響を避けることができるため、税関分野における貿易円滑化の推進に寄与する。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>該当なし</p> <p>④ 関連措置</p> <p>該当なし</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	<p>当該品目はHS2017時点では、4418.91.100（竹製のもの セルラーウッドパネル）に分類されていたが、HS2022で、4418.92（セルラーウッドパネル）が新設されたことから、セルラーバンブーパネルは4418.92.100で整理された。</p>
措置による効果	<p>該当なし</p>